

令和 4 年度下半期・青森県広報紙「県民だよりあおもり」
及び青森県庁ホームページ広告掲載仕様書

共通事項

1 掲載可能な広告の範囲

掲載できる広告の内容及び広告を掲載できる業種又は事業者等については、青森県
広告掲載要綱（平成 18 年 6 月 5 日付け青経理第 1068 号副知事依命通達）第 3 条第 1
項及び第 2 項並びに青森県広告掲載基準（平成 18 年 6 月 5 日付け青経理第 1069 号出
納局事務局長通知）の規定によるものとする。

2 広告料の納入方法等

広告料は、下記の表に掲げる期日までに納入するものとする。1回あたりの納入
金額に1円未満の端数が生じる場合には、1回目の納入額で調整する。

回次	広告期間		納入期日	1回あたり納入金額
	県庁 HP	県広報紙		
1回目	令和4年10月1日 ～ 11月30日	令和4年12月1日号	令和 4 年10月31日(月)	各回、契約金額を3で除した額 1回あたりの納入金額に1円 未満の端数が生じる場合に は、1回目の納入額で調整
2回目	令和4年12月1日 ～ 令和5年1月31日	令和5年2月1日号	令和 4 年12月28日(水)	
3回目	令和5年2月1日 ～ 3月31日	令和5年4月1日号	令和 5 年 2 月28日(火)	

3 広告内容の変更等

- (1)知事は、広告の内容等が1の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したとき
は、広告代理業者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。
- (2)知事は、広告代理業者が前項の規定による広告内容の変更等の求めに応じないと
きその他広告掲載を継続することが適当でない判断したときは、広告掲載を中止
することができる。
- (3)広告代理業者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

4 広告代理業者の責務

- (1)広告代理業者は、掲載を行う広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこ
と及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、
保証するものとする。
- (2)掲載を行った広告により第三者に損害を及ぼしたときは、広告代理業者が自らの
責任と負担において解決するものとする。

青森県広報紙「県民だよりあおもり」広告掲載に関する特記事項

1 広告媒体

(1)名称 青森県広報紙「県民だよりあおもり」

(2)規格 タブロイド判 8ページ

(3)発行部数 約52万部

(4)発行日 令和4年12月1日

令和5年 2月1日

令和5年 4月1日

なお、広告掲載は印刷物のみとし、青森県庁ホームページ等に掲載する「県民だよりあおもり」PDF 版には広告掲載を行わない。

2 広告スペース等

(1)掲載面・位置 最終ページの下部1 / 6ページ部分

(2)サイズ 63 mm × 250 mm 1枠

1枠を2枠以上に分割して使用することができる。

(3)色数 4色（カラー）

3 広告図案の提出及び広告原稿の納品等

(1)広告図案の提出及び広告原稿の納品は、次のとおりとする。

広告図案の提出 各発行日の60日前まで

広告原稿の納品 各発行日の45日前まで

(2)広告原稿は、EPS 形式によるデータで納品すること。

青森県庁ホームページ広告掲載に関する特記事項

1 広告媒体

- (1)名称 青森県庁ホームページ
- (2)アクセス数 約13万7千ページビュー/月
(令和4年4月1日～令和4年7月31日トップページ平均)

2 広告の規格等

- (1)位置
青森県庁ホームページ トップページ(<https://www.pref.aomori.lg.jp/>)
- (2)枠数 3 枠
- (3)種類 バナー広告
- (4)規格
 - ア 大きさ 縦55 ピクセル 横164ピクセル
 - イ 形式 G I F、J P E G、P N G
 - ウ データ容量 30 K B 以下
 - エ 画像の alt 属性テキスト及び title 属性テキストはホームページ管理者が設定する。
- (5)禁止事項
 - ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがある表現(例)「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
 - イ 閲覧者に不快感を与えるおそれがある表現(例)高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト(明度差)が強い画面の反転表示等
 - ウ 実際には機能しないもの(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
 - エ 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれのある表現(例)「職員採用情報」等、県庁ホームページのコンテンツの一部であるかのような表現
 - オ 閲覧者が意図しないページへリンクすること
 - カ その他広告として適当でないと認められるもの

(6)同一の広告主による重複掲載

同一の広告主による広告を同一月の複数箇所に掲載することはできない。ただし、同一の広告主による広告を複数月連続して掲載することは妨げない。

3 掲載期間

(1)広告掲載期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。なお、広告の掲載期間終了後、更新することを妨げないものとする。

(2)広告の掲載を開始する日

広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

(3)広告の掲載を終了する日

広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(4)広告掲載開始日又は広告掲載終了日の例外措置

広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日のいずれかにあたる場合の扱いは、県が別に定めることとする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

4 広告表示の方法

原則として広告掲載開始日の前日の午後1時以降に表示するものとし、広告掲載終了日の午後1時以降に表示を終了するものとする。

5 広告図案の提出等

(1)広告主及び広告図案の提出 広告掲載開始日の10日前まで

(2)データの提出 広告掲載開始日の5日前まで